

# 業 務 概 要

令和 7 年度版

(令和 6 年度実績)

## 広 島 県

西部こども家庭センター

西部こども家庭センター東広島支所

東部こども家庭センター

東部こども家庭センター三原支所

北部こども家庭センター

知的障害者更生相談所

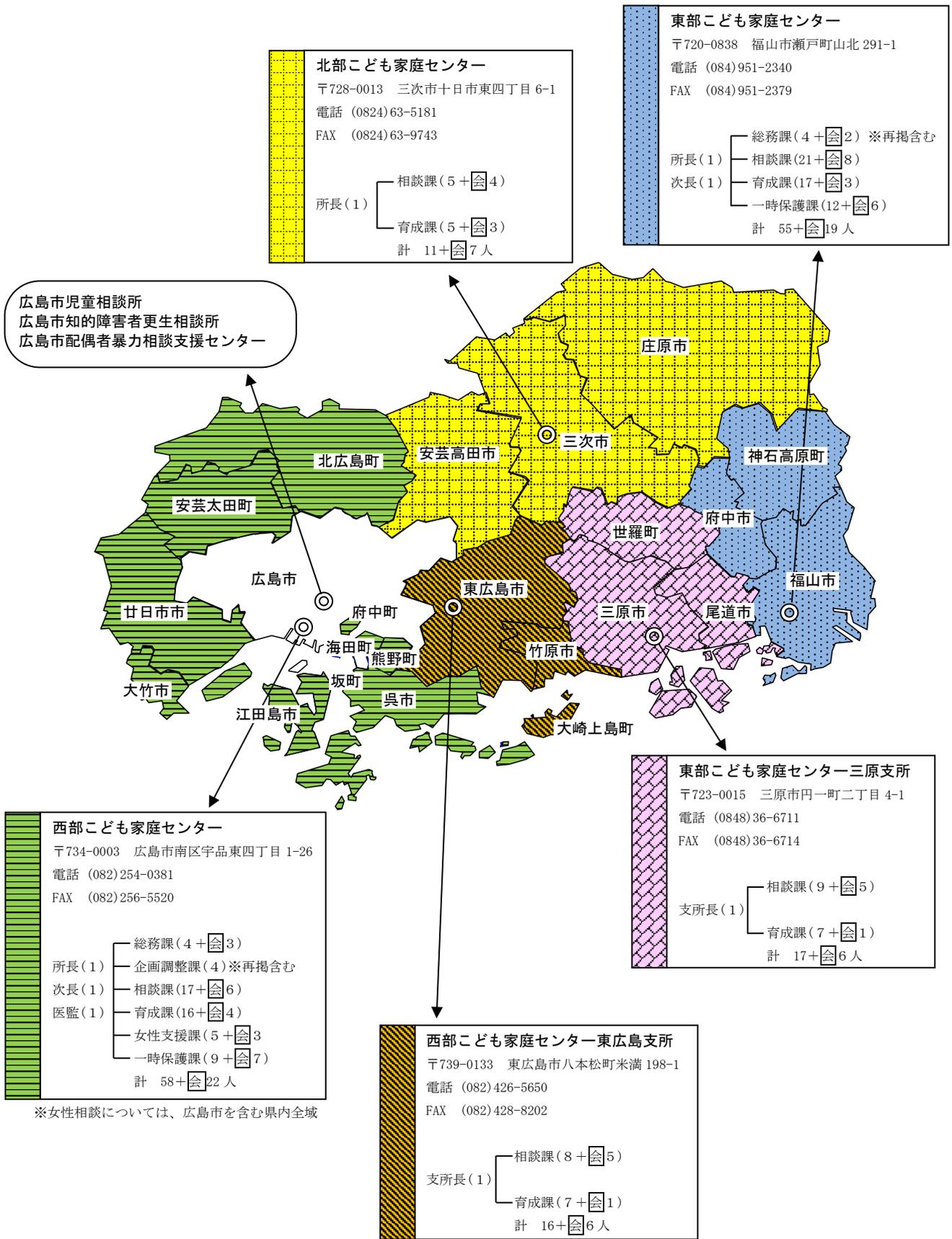
女性相談支援センター

# 目 次

第1	こども家庭センターの概況	
1	管轄区域及び設置状況	1
2	人口（児童数）等	2
第2	児童相談業務	
1	業務の概要	3
2	相談・措置業務の現状	6
3	判定業務等の現状	16
4	一時保護業務の現状	18
5	里親委託業務の現状	20
第3	知的障害者更生相談業務	
1	業務の概要	23
2	相談業務の現状	23
第4	女性相談業務	
1	業務の概要	25
2	女性相談支援員等の配置	25
3	相談業務の現状	26
4	一時保護業務の現状	27
5	女性の自立への支援	29
第5	付録	
1	沿革	30

# 第1 こども家庭センターの概況

## 1 管轄区域及び設置状況



※女性相談については、広島市を含む県内全域

会は会計年度任用職員等の職員数を表す

## 2 人口（児童数）等

機関別	市町	人口 (人)	児童 人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	保育所 (所)	小学校		中学校		児童 委員 (人)	主任児 童委員 (人)
						学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	児童数 (人)		
西部こども家庭センター	呉市	214,592	28,512	352.04	34	36	8,015	27	4,574	633	52
	大竹市	26,319	3,466	78.66	4	4	1,102	3	583	68	6
	廿日市市	114,173	18,059	489.49	31	17	6,279	11	3,012	225	16
	江田島市	21,930	2,049	100.65	5	6	632	3	328	103	8
	府中町	51,155	8,955	10.41	6	5	3,119	2	1,294	110	6
	海田町	29,636	5,233	13.79	7	4	1,879	3	919	41	2
	熊野町	22,834	3,530	33.76	4	4	1,163	2	615	48	3
	坂町	12,582	2,195	15.69	2	3	685	2	341	34	2
	安芸太田町	5,740	593	341.89	3	4	192	2	93	45	3
	北広島町	17,763	2,380	646.20	3	6	571	4	406	77	5
		516,724	74,972	2,082.58	99	89	23,637	59	12,165	1,384	103
西部こども家庭センター東広島支所	竹原市	23,993	2,694	118.23	2	7	579	2	305	83	7
	東広島市	196,608	32,258	635.15	49	33	10,716	18	5,930	322	20
	大崎上島町	7,158	929	43.11	0	3	168	2	205	46	3
		227,759	35,881	796.49	51	43	11,463	22	6,440	451	30
東部こども家庭センター	福山市	460,930	73,464	517.72	61	73	23,096	36	12,626	887	68
	府中市	37,655	4,891	195.75	8	6	738	2	429	121	12
	神石高原町	8,250	897	381.98	5	6	302	2	153	49	4
		506,835	79,252	1,095.45	74	85	24,136	40	13,208	1,057	84
東部こども家庭センター三原支所	三原市	90,573	12,981	471.51	12	22	3,981	13	2,459	252	22
	尾道市	131,170	17,683	284.89	22	22	5,299	16	2,908	374	33
	世羅町	15,125	1,923	278.14	3	4	610	3	333	69	3
		236,868	32,587	1,034.54	37	48	9,890	32	5,700	695	58
北部こども家庭センター	三次市	50,681	7,304	778.18	21	20	2,217	13	1,296	189	20
	庄原市	33,633	4,257	1,246.49	16	16	1,304	7	657	163	16
	安芸高田市	26,448	3,244	537.71	8	7	1,002	6	567	129	12
		110,762	14,805	2,562.38	45	43	4,523	26	2,520	481	48
合計		1,598,948	237,497	7,571.44	306	308	73,649	179	40,033	4,068	323

(注) 人口及び児童（18歳未満）人口：令和2年10月1日国勢調査確報

面積：令和7年全国都道府県市区町村別面積調

保育所：広島県健康福祉局行政概要（令和7年度）参考資料

小中学校：令和7年度学校基本調査

児童委員、主任児童委員：令和7年4月1日現在の定数

## 第2 児童相談業務

### 1 業務の概要

#### (1) 業務内容

児童相談所は、相談援助活動を通じて、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき、次の業務を行っている。

#### ア 市町村援助

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。

#### イ 相談

家庭や学校などの関係機関等から、子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談を受け、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて社会学的、医学的、心理学的、教育学的などの専門的な角度から調査、判定を行う。この調査、判定に基づき総合診断のうえ援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用して一貫した子どもの援助を行う。

#### ウ 一時保護

必要に応じて子どもを一時保護し、行動観察や生活指導等を行う。

#### エ 措置

児童福祉施設への入（通）所、里親等への委託により、子どもの安定した生活や訓練の場を保障するとともに、児童福祉司等による子ども又はその保護者の指導などにより子どもの福祉の増進に努める。

#### オ 家庭、地域に対する援助

子どもに対する相談援助活動を行う第一線の機関として、関係機関とのネットワークの構築を推進しながら、地域における児童養育を支援するための啓発や研修活動等を行う。

## (2) 相談の種類

養護相談	児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) ネグレクト 保護の怠慢や拒否により、健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談		低出生体重児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談		次の障害等を有する子どもに関する相談 ・肢体不自由（運動発達の遅れ等） ・視聴覚障害（盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等） ・言語発達障害等（構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害） ・重症心身障害、知的障害 ・発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児の 育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談（里親等の相談を含む。）

## (3) 相談援助活動の展開

### ア 調査・診断・判定

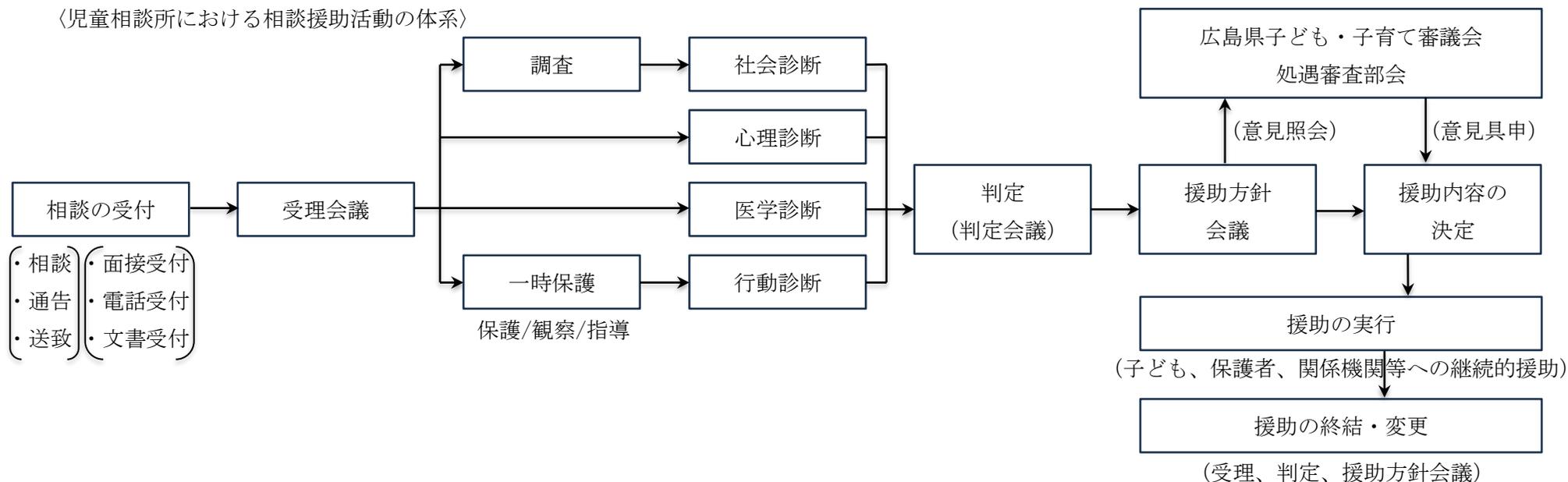
児童相談所が受けた相談については、児童福祉司等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、心理療法士等による行動診断をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合診断（判定）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

本県では必要に応じて、常勤の精神科医師、弁護士、併任警察官を配置し、専門的な知見を基に対応を行っている。

### イ 援助

前記の援助指針に基づいて児童相談所は子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行う。

〈児童相談所における相談援助活動の体系〉



援 助	
1 在宅措置等	2 児童福祉施設入所措置
(1) 措置によらない指導	指定発達支援医療機関委託
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知
ア 児童福祉司指導	都道府県知事、市町村長報告、通知
イ 児童委員指導	6 家庭裁判所送致
ウ 市町村指導	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導	ア 施設入所の承認
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導	イ 特別養子縁組適格の確認の請求
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求
キ 指導の委託	エ 後見人選任の請求
(3) 訓戒、誓約措置	オ 後見人解任の請求

## 2 相談・措置業務の現状

第1表 児童相談種別受付件数（年度別）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計	(再掲)
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ 犯行為等相談	触 法行為等相談				児童虐待通告
H27	1,946	630	81	2,044	74	161	774	121	5,831	1,969
H28	2,083	498	7	1,956	56	209	229	40	5,078	1,510
H29	2,114	413	1	1,807	67	212	197	35	4,846	1,476
H30	2,388	512	0	1,802	42	157	200	31	5,132	1,567
R元	2,896	465	0	1,799	34	136	159	30	5,519	1,830
R2	2,931	530	0	1,692	32	108	104	38	5,435	2,055
R3	2,874	748	0	1,841	32	105	58	34	5,692	2,770
R4	2,934	838	1	1,774	43	109	72	26	5,797	2,856
R5	3,543	797	3	1,877	45	138	83	4	6,490	3,403
R6	3,359	778	0	2,024	33	189	82	34	6,499	3,235

第2表 児童相談種別受付件数（令和6年度内訳）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計	(再掲)
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ 犯行為等相談	触 法行為等相談				児童虐待通告
西部	1,580	317	0	1,024	9	51	46	3	3,030	1,466
東広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	1,597	398	0	873	18	131	33	23	3,073	1,580
三原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	182	63	0	127	6	7	3	8	396	189
計	3,359	778	0	2,024	33	189	82	34	6,499	3,235

第3表 児童相談種別受付件数（経路別）

		児童虐待通告・相談	その他	計	機関別				
					西部	東広島	東部	三原	北部
都道府県・指定 特別区 ・中核市・ 都市	児童相談所	306	101	407	202	-	192	-	13
	こども家庭センター (都道府県を除く)	15	0	15	15	-	0	-	0
	その他	5	6	11	7	-	0	-	4
市町村	こども家庭センター	1,003	1,039	2,042	1,538	-	427	-	77
	その他	8	10	18	13	-	1	-	4
保育所		9	1	10	3	-	7	-	0
児童福祉施設		15	14	29	13	-	13	-	3
指定発達支援医療機関		0	2	2	0	-	2	-	0
児童家庭支援センター		25	7	32	8	-	19	-	5
認定こども園		4	0	4	1	-	3	-	0
警察等		1,382	269	1,651	766	-	781	-	104
家庭裁判所		0	25	25	1	-	24	-	0
保健所及び 医療機関	保健所	0	0	0	0	-	0	-	0
	医療機関	70	41	111	58	-	36	-	17
学校等	幼稚園	0	3	3	3	-	0	-	0
	学校	261	15	276	46	-	209	-	21
	教育委員会等	3	0	3	2	-	1	-	0
里親		2	0	2	0	-	2	-	0
児童委員(通告の仲介を含む)		6	0	6	0	-	6	-	0
家族・親戚		323	1,152	1,475	227	-	1,113	-	135
近隣・知人		238	18	256	83	-	170	-	3
児童本人		38	12	50	15	-	30	-	5
その他		57	22	79	37	-	37	-	5
計		3,770	2,737	6,507	3,038	-	3,073	-	396

第4表 児童相談種別受付件数（年齢別）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計	機関別				
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談				西部	東広島	東部	三原	北部
0歳	186	72	0	10	0	0	0	0	268	125	-	128	-	15
1歳	188	31	0	29	0	0	1	0	249	112	-	125	-	12
2歳	204	40	0	38	0	0	1	0	283	155	-	115	-	13
3歳	227	40	0	93	0	0	0	1	361	150	-	191	-	20
4歳	213	54	0	130	0	0	2	0	399	182	-	188	-	29
5歳	182	37	0	195	0	0	1	0	415	185	-	206	-	24
6歳	241	39	0	193	0	0	2	2	477	239	-	213	-	25
7歳	175	40	0	140	0	7	3	3	368	174	-	173	-	21
8歳	232	38	0	76	0	12	4	2	364	181	-	164	-	19
9歳	207	38	0	133	1	11	8	4	402	200	-	179	-	23
10歳	195	32	0	112	5	12	2	0	358	165	-	178	-	15
11歳	194	42	0	91	3	19	9	2	360	174	-	156	-	30
12歳	170	38	0	154	2	24	8	1	397	199	-	169	-	29
13歳	168	44	0	182	6	62	8	1	471	195	-	240	-	36
14歳	163	37	0	120	4	26	11	2	363	175	-	167	-	21
15歳	170	43	0	96	1	9	10	3	332	155	-	157	-	20
16歳	123	39	0	127	4	3	4	4	304	137	-	145	-	22
17歳	101	28	0	103	7	4	1	4	248	110	-	120	-	18
18歳以上	5	14	0	1	0	0	0	0	20	3	-	13	-	4
年齢不詳	15	32	0	1	0	0	7	5	60	14	-	46	-	0
計	3,359	778	0	2,024	33	189	82	34	6,499	3,030	-	3,073	-	396

第5表 児童相談種別受付件数（市町別）

		養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
		児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
西部	呉市	320	73	0	280	0	17	14	0	704
	大竹市	38	6	0	27	0	0	2	0	73
	廿日市市	297	60	0	140	1	10	4	1	513
	江田島市	31	0	0	27	0	1	1	0	60
	府中町	101	18	0	76	3	2	3	0	203
	海田町	70	9	0	37	1	6	6	0	129
	熊野町	67	12	0	48	0	2	2	0	131
	坂町	57	8	0	18	1	3	1	0	88
	安芸太田町	9	1	0	3	0	1	1	0	15
	北広島町	47	8	0	16	0	0	0	0	71
	管外・その他	22	14	0	28	1	0	0	0	65
	小計	1,059	209	0	700	7	42	34	1	2,052
東広島	竹原市	34	11	0	20	0	0	2	0	67
	東広島市	482	97	0	299	2	9	10	2	901
	大崎上島町	5	0	0	5	0	0	0	0	10
	管外・その他									0
	小計	521	108	0	324	2	9	12	2	978
東部	福山市	1,049	274	0	585	12	95	25	17	2,057
	府中市	60	15	0	35	1	1	1	0	113
	神石高原町	17	2	0	6	0	1	0	0	26
	管外・その他	22	18	0	5	1	2	0	1	49
	小計	1,148	309	0	631	14	99	26	18	2,245
三原	三原市	187	42	0	101	3	16	4	1	354
	尾道市	231	34	0	124	1	15	3	3	411
	世羅町	31	13	0	17	0	1	0	1	63
	管外・その他									0
	小計	449	89	0	242	4	32	7	5	828
北部	三次市	68	38	0	66	4	4	2	3	185
	庄原市	68	3	0	35	2	2	1	4	115
	安芸高田市	44	20	0	25	0	1	0	0	90
	管外・その他	2	2	0	1	0	0	0	1	6
	小計	182	63	0	127	6	7	3	8	396
計		3,359	778	0	2,024	33	189	82	34	6,499

第6表 児童相談種別受付件数（対応別）

		養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計	機関別						
		児童虐待相談	その他の相談			ぐん犯行為等相談	触法行為等相談				西部	東広島	東部	三原	北部		
対応件数（年度中）※全ての対応を計上（1ケースに対して複数の対応を行った場合はそれぞれ計上する）	措置によらない指導	助言指導	2,808	399	0	1,648	32	1	72	12	4,972	2,327	-	2,392	-	253	
		継続指導	232	67	0	7	2	7	7	3	325	165	-	151	-	9	
		他機関あつせん	45	19	0	32	0	4	1	4	105	32	-	61	-	12	
		児童福祉司指導	67	2	0	0	0	22	0	0	91	25	-	64	-	2	
		児童家庭支援センター等指導・指導委託	22	11	0	0	0	0	1	0	34	19	-	14	-	1	
		市町村指導委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	
		市町村送致	140	1	0	0	0	0	0	0	141	130	-	0	-	11	
		児童相談所送致	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	児童福祉施設	入所	児童養護施設	59	28	0	0	0	0	0	0	87	50	-	30	-	7
			乳児院	4	5	0	0	0	0	0	0	9	2	-	7	-	0
			児童自立支援施設	3	2	0	0	0	5	0	0	10	7	-	3	-	0
			法第27条の3による家庭裁判所送致（再掲）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0
			児童心理治療施設	9	1	0	1	1	0	0	0	12	9	-	1	-	2
			障害児入所施設	7	5	0	8	0	0	0	0	20	6	-	14	-	0
		通所	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	-	0	-	0	
		指定発達支援医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	0	
		里親委託	9	9	0	0	0	0	0	0	18	6	-	11	-	1	
		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	-	0	-	0	
	援助の実施	児童自立生活	自立援助ホーム	12	14	0	0	0	0	0	26	10	-	14	-	2	
		その他	0	6	0	0	0	0	0	0	6	4	-	2	-	0	
	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	/	/	/	/	0	4	/	/	4	1	-	3	-	0		
	障害児入所施設等への利用契約	0	2	0	64	0	0	0	0	66	47	-	14	-	5		
	その他	45	208	0	246	1	157	1	16	674	278	-	293	-	103		
	計	3,463	779	0	2,006	36	200	83	35	6,602	3,120	-	3,074	-	408		
	未対応件数（年度末現在）	180	32	0	162	3	22	5	0	404	196	-	184	-	24		

第7表 児童虐待相談対応件数（年度別）

	西部	東広島	東部	三原	北部	センター計	広島市	県計	全国
H27	708	-	1,088	-	94	1,890	1,192	3,082	103,286
H28	777	-	1,185	-	104	2,066	1,414	3,480	122,575
H29	700	-	1,232	-	121	2,053	1,625	3,678	133,778
H30	833	-	1,287	-	123	2,243	1,776	4,019	159,838
R元	1,016	-	1,648	-	123	2,787	1,731	4,518	193,780
R2	1,120	-	1,563	-	185	2,868	1,736	4,604	205,044
R3	1,329	-	1,456	-	171	2,956	1,951	4,907	207,660
R4	1,466	-	1,526	-	139	3,131	2,323	5,454	214,843
R5	1,671	-	1,705	-	165	3,541	2,839	6,380	225,509
R6	1,671	-	1,597	-	195	3,463	3,094	6,557	223,691

第8表 児童虐待相談対応件数（主な虐待者別）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	機関別					
							西部	東広島	東部	三原	北部	広島市
実父	男	497	6	906	130	1,539	430	-	340	-	54	715
	女	284	35	814	97	1,230	331	-	268	-	33	598
実父以外の父親	男	86	1	125	8	220	71	-	72	-	8	69
	女	61	29	109	4	203	57	-	68	-	6	72
実母	男	423	6	606	555	1,590	364	-	404	-	44	778
	女	389	5	635	537	1,566	336	-	429	-	38	763
実母以外の母親	男	4	0	6	3	13	4	-	3	-	2	4
	女	6	0	9	5	20	4	-	9	-	3	4
その他	男	36	0	33	13	82	35	-	2	-	2	43
	女	27	14	47	6	94	39	-	2	-	5	48
計	男	1,046	13	1,676	709	3,444	904	-	821	-	110	1,609
	女	767	83	1,614	649	3,113	767	-	776	-	85	1,485

第9表 児童虐待相談対応件数（経路別）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	機関別						
							西部	東広島	東部	三原	北部	広島市	
特別区 中核市 指定都市 都道府県	児童相談所	112	13	119	66	310	146	0	95	0	2	67	
	こども家庭センター (都道府県を除く)	41	4	29	27	101	15	0	0	0	0	86	
	その他	4	0	13	7	24	5	0	0	0	0	19	
市町村	こども家庭センター	389	18	436	227	1,070	572	0	349	0	49	100	
	その他	10	2	13	6	31	4	0	2	0	2	23	
保育所		68	4	67	53	192	2	0	7	0	0	183	
児童福祉施設		10	2	6	10	28	5	0	2	0	2	19	
指定発達支援医療機関		1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	
児童家庭支援センター		17	0	15	5	37	9	0	18	0	0	10	
認定こども園		0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	
警察等		407	15	1,656	396	2,474	651	0	590	0	86	1,147	
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
療養機関 及び保健所	保健所	1	0	2	5	8	0	0	0	0	0	8	
	医療機関	48	3	52	43	146	20	0	32	0	18	76	
学校等	幼稚園	6	0	8	3	17	0	0	0	0	0	17	
	学校	350	15	360	186	911	41	0	188	0	18	664	
	教育委員会等	2	0	2	4	8	2	0	0	0	0	6	
里親		1	0	1	1	3	0	0	1	0	0	2	
児童委員(通告の仲介を含む)		0	0	1	6	7	0	0	6	0	0	1	
家族・親戚	虐待者本人	父親	14	0	21	2	37	3	0	0	0	0	34
		母親	49	0	50	14	113	29	0	16	0	2	66
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待者以外	父親	13	0	25	31	69	13	0	32	0	4	20
		母親	47	4	57	6	114	29	0	18	0	2	65
		その他	13	2	28	23	66	6	0	26	0	0	34
親戚		14	1	40	37	92	22	0	22	0	0	48	
近隣・知人		127	4	215	153	499	69	0	138	0	0	292	
児童本人		27	0	31	5	63	5	0	22	0	6	30	
その他		42	8	42	41	133	22	0	32	0	4	75	
計		1,813	95	3,291	1,358	6,557	1,671	0	1,597	0	195	3,094	

第10表 児童虐待相談対応件数（被虐待者年齢別）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	年齢不詳	計	
身体的虐待	男	33	23	39	63	59	66	82	79	76	77	75	67	59	76	51	49	38	27	7	0	1,046	
	女	17	24	22	29	38	41	42	51	57	41	42	56	41	57	71	43	54	34	7	0	767	
性的虐待	男	2	1	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	13	
	女	0	1	0	3	0	2	5	2	3	2	2	5	5	9	10	21	2	8	2	0	82	
心理的虐待	男	85	122	104	141	105	88	98	106	100	113	85	117	86	64	82	62	65	45	7	0	1,675	
	女	99	110	114	110	95	95	99	78	116	89	85	83	76	72	74	95	63	52	11	0	1,616	
暴力の目撃等によるもの （再掲）	男	46	74	58	73	59	50	60	50	39	51	46	52	41	24	34	32	32	23	3	0	847	
	女	59	77	69	66	46	45	48	45	54	46	44	49	31	33	50	43	27	27	3	0	862	
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	男	32	24	53	56	55	47	43	41	60	48	51	37	31	31	35	23	18	17	7	0	709	
	女	40	37	34	44	44	28	47	48	40	45	33	26	34	34	27	28	31	20	9	0	649	
棄児（再掲）	男	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	女	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
置き去り児童（再掲）	男	0	2	5	5	5	5	6	3	13	11	4	6	6	5	8	0	1	0	1	0	86	
	女	1	3	6	6	8	7	9	4	4	5	4	3	4	2	4	0	0	0	1	0	71	
登校・登園の禁止（再掲）	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	1	0	7	
	女	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	8	
保護者以外の 者による虐待	身体的虐待 （再掲）	男	0	0	0	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	0	1	1	1	0	0	0	16
		女	0	1	0	0	0	1	2	1	2	3	2	0	1	2	0	0	0	3	0	0	18
	性的虐待 （再掲）	男	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
		女	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	3	3	1	0	4	0	0	0	15
心理的虐待 （再掲）	男	0	0	1	3	3	0	2	0	3	1	2	1	1	1	2	2	0	1	0	0	23	
	女	1	4	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	15	
計	男	152	170	197	261	221	202	223	226	237	238	211	221	176	173	168	136	121	89	21	0	3,443	
	女	156	172	170	186	177	166	193	179	216	177	162	170	156	172	182	187	150	114	29	0	3,114	
機関別	西部	82	89	107	107	100	94	115	92	128	104	95	92	102	70	88	82	61	56	7	0	1,671	
	東広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東部	68	101	76	136	99	89	95	96	107	102	106	86	68	76	79	90	64	52	7	0	1,597	
	三原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	北部	11	4	10	10	12	7	13	12	16	12	9	13	13	18	12	8	7	6	2	0	195	
	広島市	147	148	174	194	187	178	193	205	202	197	163	200	149	181	171	143	139	89	34	0	3,094	

第 11 表 児童福祉施設・在籍者

		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設			
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立		
施設数		0	1	0	9	0	2	1	0		
定員		0	30	0	427	0	48	70	0		
入所 (年度中)	総数	措置人員	0	11	0	86	1	12	10	0	
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
	西部	措置人員	0	2	0	50	1	8	7	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東広島	措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東部	措置人員	0	9	0	30	0	1	3	0	
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
	三原	措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	北部	措置人員	0	0	0	6	0	3	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	退所 (年度中)	総数	措置人員	0	11	0	89	1	9	13	0
			その他	0	0	0	1	0	0	0	0
西部		措置人員	0	3	0	42	1	4	5	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
東広島		措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
東部		措置人員	0	7	0	43	0	3	6	0	
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
三原		措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
北部		措置人員	0	1	0	4	0	2	2	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度末在籍		総数	措置人員	0	17	0	289	2	43	9	0
			その他	0	0	0	1	0	0	0	0
	西部	措置人員	0	3	0	163	2	26	6	0	
		その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
	東広島	措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東部	措置人員	0	13	0	106	0	11	3	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三原	措置人員	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	
	北部	措置人員	0	1	0	20	0	6	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	

第12表 中学校卒業後の進路状況（令和7年5月1日現在）

		進学			就職	その他 (実習訓練等)	定職なし	不明	計
		高等学校等	専修学校等	職業訓練校					
児童養護施設	在籍児童	30	0	0	0	0			30
	退所児童	6	0	0	2		0	0	8
児童心理治療施設	在籍児童	2	0	0	0	0			2
	退所児童	0	0	0	0		0	0	0
児童自立支援施設	在籍児童	0	0	0	0	0			0
	退所児童	4	0	0	0		0	0	4
里親	委託児童	4	0	0	0	0			4
	委託解除児童	1	0	0	0		0	0	1
ファミリーホーム	委託児童	1	0	0	0	0			1
	委託解除児童	0	0	0	0		0	0	0
総数	在籍・委託児童	37	0	0	0	0			37
	措置・委託解除児童	11	0	0	2		0	0	13
	計	48	0	0	2	0	0	0	50

第13表 高校卒業後の進路状況（令和7年5月1日現在）

		進学					就職	その他 (実習訓練等)	定職なし	不明	計
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校					
児童養護施設	在籍児童	0	0	0	0	0	1	1			2
	措置解除児童	5	0	0	4	0	12		0	0	21
児童心理治療施設	在籍児童	0	0	0	0	0	0	0			0
	措置解除児童	0	0	0	0	0	0		0	0	0
児童自立支援施設	在籍児童	0	0	0	0	0	0	0			0
	措置解除児童	0	0	0	0	0	0		0	0	0
里親	委託児童	0	0	0	0	0	1	0			1
	委託解除児童	1	0	0	0	0	1		0	0	2
児童自立生活援助事業	I型	在籍児童	0	1	0	2	0	0			3
		措置解除児童	0	0	0	0	0		0	0	0
	II型(養護)	在籍児童	0	0	0	0	0	0			0
		措置解除児童	0	0	0	0	0		0	0	0
	III型(里親)	在籍児童	0	0	0	0	0	0			0
		措置解除児童	0	0	0	0	0		0	0	0
	IV型(FH)	在籍児童	0	0	0	0	0	0			0
		措置解除児童	0	0	0	0	0		0	0	0
ファミリーホーム(FH)	委託児童	0	0	0	0	0	0	0			0
	委託解除児童	0	0	0	0	0	1		0	0	1
総数	在籍・委託児童	0	1	0	2	0	2	1			6
	措置・委託解除児童	6	0	0	4	0	14		0	0	24
	計	6	1	0	6	0	16	1	0	0	30

### 3 判定業務等の現状

第14表 療育手帳所持児童数（18歳未満）

	最重度 ㉠	重度 A	中度 ㉢	軽度 B	計
人数	124	367	376	968	1,835
割合	6.8%	20.0%	20.5%	52.8%	100.0%

第15表 療育手帳の交付状況

	最重度 ㉠		重度 A		中度 ㉢		軽度 B		計	
	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定
西部	13	17	15	131	41	102	167	203	236	453
東広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	9	15	12	114	49	99	173	168	243	396
三原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部	3	0	1	12	4	15	26	27	34	54
計	25	32	28	257	94	216	366	398	513	903

第16表 療育手帳交付件数（年度別）

	西部		東広島		東部		三原		北部		計	
	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定	新規	再判定
H27	182	366	-	-	194	353	-	-	19	41	395	760
H28	230	406	-	-	166	340	-	-	34	53	430	799
H29	236	372	-	-	130	342	-	-	25	96	391	810
H30	196	383	-	-	138	346	-	-	19	47	353	776
R元	205	450	-	-	149	280	-	-	16	52	370	782
R2	152	424	-	-	166	342	-	-	17	42	335	808
R3	264	427	-	-	198	364	-	-	21	38	483	829
R4	228	466	-	-	229	354	-	-	21	57	478	877
R5	244	415	-	-	308	364	-	-	34	31	586	810
R6	236	453	-	-	243	396	-	-	34	54	513	903

第 17 表 心身障害児に対する療育手帳等判定状況

		療育手帳	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	障害児保育事業に係る判定	知的障害者援護施設入所に係る判定	その他	計
児童心理司		1,371	0	76	1	13	27	1,488
医師		16	0	0	0	0	0	16
計		1,387	0	76	1	13	27	1,504
機 関 別	西 部	564	0	47	1	11	26	649
	東 広 島	-	-	-	-	-	-	-
	東 部	734	0	26	0	0	0	760
	三 原	-	-	-	-	-	-	-
	北 部	89	0	3	0	2	1	95

#### 4 一時保護業務の現状

第18表 一時保護件数（一時保護施設保護分）

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計	延日数	機関別										
	児童虐待	その他							西部		東広島		東部		三原		北部		
									計	延日数	計	延日数	計	延日数	計	延日数	計	延日数	
前年度末継続保護	14	6	0	1	0	0	21		13		-		7		-		1		
受付（年度中）	0～5歳	46	9	0	0	0	55		13		-		42		-		0		
	6～11歳	110	21	0	5	4	140		59		-		72		-		9		
	12～14歳	65	21	0	13	5	104		49		-		51		-		4		
	15歳以上	41	23	0	8	0	72		26		-		43		-		3		
対応（年度中）	児童福祉施設入所	27	11	0	4	1	43	1,102	26	894	-	-	13	157	-	-	4	51	
	里親委託	1	1	0	0	0	2	18	1	12	-	-	1	6	-	-	0	0	
	小規模住居型児童養育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	
	自立援助ホーム	1	1	0	0	0	2	64	2	64	-	-	0	0	-	-	0	0	
	他の児童相談所・機関に移送	9	5	0	0	1	15	275	6	171	-	-	5	58	-	-	4	46	
	家庭裁判所送致	0	0	0	1	0	1	23	1	23	-	-	0	0	-	-	0	0	
	帰宅	保護者	113	21	0	12	5	151	2,706	58	1,298	-	-	88	1,338	-	-	5	70
		保護者以外の親族	10	4	0	1	0	15	259	9	169	-	-	6	90	-	-	0	0
	その他	97	32	0	8	2	139	2,986	49	972	-	-	88	1,948	-	-	2	66	
	計	258	75	0	26	9	368	7,433	152	3,603	-	-	201	3,597	-	-	15	233	
	職権による一時保護（再掲）	158	4	0	0	1	163	3,477	54	1,324	-	-	104	2,145	-	-	5	8	
	2か月を超えて一時保護した件数（再掲）	14	5	0	0	0	19	1,795	15	1,485	-	-	4	310	-	-	0	0	
	延日数	5,535	1,439	0	307	152	7,433		3,603		-		3,597		-		233		
年度末継続保護	18	5	0	1	0	0	24		8		-		14		-		2		

第19表 一時保護件数（委託保護分）

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計	延日数	機関別											
	児童虐待	その他							西部		東広島		東部		三原		北部			
									計	延日数	計	延日数	計	延日数	計	延日数	計	延日数		
前年度末継続保護	11	5	0	0	0	0	16	/	4	/	-	/	11	/	-	/	1	/		
受付（年度中）	0～5歳	106	54	1	0	0	0	161	/	49	/	-	/	100	/	-	/	12	/	
	6～11歳	92	23	1	2	1	0	119	/	64	/	-	/	50	/	-	/	5	/	
	12～14歳	50	19	2	7	1	0	79	/	39	/	-	/	37	/	-	/	3	/	
	15歳以上	38	26	2	5	0	0	71	/	28	/	-	/	36	/	-	/	7	/	
委託解除（年度中）	警察等	57	11	0	9	2	0	79	85	29	30	-	-	47	52	-	-	3	3	
	児童福祉施設	児童養護施設	128	40	0	0	0	0	168	5,324	82	1,840	-	-	81	3,422	-	-	5	62
		乳児院	25	21	0	0	0	0	46	1,552	8	374	-	-	37	1,144	-	-	1	34
		児童自立支援施設	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	-	-	1	1	-	-	0	0
		児童心理治療施設	2	0	0	1	0	0	3	6	0	0	-	-	2	4	-	-	1	2
		障害児関係施設	15	9	6	0	0	0	30	638	12	222	-	-	17	411	-	-	1	5
		その他の施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
	里親委託	35	22	0	0	0	0	57	573	25	225	-	-	24	278	-	-	8	70	
	小規模住居型児童養育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	
	自立援助ホーム	10	12	0	2	0	0	24	399	13	105	-	-	8	269	-	-	3	25	
	医療機関	14	5	0	2	0	0	21	1,257	10	309	-	-	10	673	-	-	1	275	
	その他	2	0	0	0	0	0	2	20	2	20	-	-	0	0	-	-	0	0	
計	288	121	6	14	2	0	431	9,855	181	3,125	-	-	227	6,254	-	-	23	476		
延日数	7,064	2,533	110	146	2	0	9,855	/	3,125	/	-	/	6,254	/	-	/	476	/		
年度末継続保護	9	6	0	0	0	0	15	/	3	/	-	/	7	/	-	/	5	/		
対応（年度中）	児童福祉施設入所	77	29	6	0	0	0	112	/	59	/	-	/	46	/	-	/	7	/	
	里親委託	5	6	0	0	0	0	11	/	5	/	-	/	6	/	-	/	0	/	
	小規模住居型児童養育事業	0	0	0	0	0	0	0	/	0	/	-	/	0	/	-	/	0	/	
	自立援助ホーム	2	3	0	0	0	0	5	/	1	/	-	/	2	/	-	/	2	/	
	他の児童相談所・機関に移送	43	10	0	2	2	0	57	/	54	/	-	/	3	/	-	/	0	/	
	家庭裁判所送致	1	0	0	0	0	0	1	/	1	/	-	/	0	/	-	/	0	/	
	帰宅	保護者	74	35	0	2	0	0	111	/	49	/	-	/	56	/	-	/	6	/
		保護者以外の親族	3	1	0	0	0	0	4	/	2	/	-	/	2	/	-	/	0	/
	その他	83	37	0	10	0	0	130	/	10	/	-	/	112	/	-	/	8	/	
	計	288	121	6	14	2	0	431	/	181	/	-	/	227	/	-	/	23	/	
職権による一時保護（再掲）	105	2	0	0	1	0	108	/	34	/	-	/	73	/	-	/	1	/		
2か月を超えて一時保護した件数（再掲）	17	9	0	1	0	0	27	/	6	/	-	/	20	/	-	/	1	/		

## 5 里親委託業務の現状

### (1) 業務内容

里親委託は、虐待、親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを、里親家庭で一定期間養育する制度である。里親制度の充実のため、制度の普及啓発、里親研修の実施により、里親登録の促進に努めている。

### (2) 里親委託児童数・里親委託率

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合を言う。

第 20 表 里親等委託児童数・里親等委託率（年度別）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①里親委託児童数	59	54	51	58	63
②ファミリーホーム委託児童数	15	19	21	16	12
③乳児院委託児童数	18	21	18	17	17
④児童養護施設委託児童数	350	325	308	292	289
⑤里親等委託児童数（①+②）	74	73	72	74	75
⑥計（①+②+③+④）	442	419	398	383	381
里親等委託率（⑤/⑥）	16.7%	17.4%	18.1%	19.3%	19.7%

第 21 表 里親の状況

		前年度末現在	新規 (年度中)	取消 (年度中)	年度末現在	
認定及び登録里親数		175	21	20	176	
児童が委託されている里親数		48	14	11	51	
(再掲)	養育里親	登録里親数	137	13	16	134
		児童が委託されている里親数	36	10	7	39
	専門里親	登録里親数	1	0	0	1
		児童が委託されている里親数	0	0	0	0
	親族里親	認定里親数	10	2	0	12
		児童が委託されている里親数	9	2	0	11
	養子縁組里親	登録里親数	75	12	8	79
		児童が委託されている里親数	3	2	4	1

第22表 里親委託の状況

		里親に委託された児童					委託された児童 (ファミリーホーム)に 小規模住居型児童養育事業	機関別									
		養育里親に 委託された児童	専門里親に 委託された児童	親族里親に 委託された児童	養子縁組里親に 委託された児童	西部		東広島		東部		三原		北部			
						里親		児童養育事業 小規模住居型	里親	児童養育事業 小規模住居型	里親	児童養育事業 小規模住居型	里親	児童養育事業 小規模住居型	里親	児童養育事業 小規模住居型	
委託された児童数 (年度中)	新規又は措置変更により 児童福祉施設から受託	5	0	0	0	0	1	0	-	-	3	0	-	-	1	0	
	家庭から受託	6	0	3	2	0	5	0	-	-	6	0	-	-	0	0	
	その他	0	0	0	0	3	0	1	-	-	0	2	-	-	0	0	
	小計	11	0	3	2	3	6	1	-	-	9	2	-	-	1	0	
措置を解除又は変更された児童数 (年度中)	解除	保護の必要がなくなり帰宅	3	0	0	0	0	1	0	-	-	2	0	-	-	0	0
		普通養子縁組	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
		特別養子縁組	1	0	0	4	0	0	0	-	-	5	0	-	-	0	0
		満年	1	0	0	0	2	0	2	-	-	0	0	-	-	1	0
		逃亡	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
		死亡	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
		就職	1	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	-	-	0	0
		その他	0	0	0	0	1	0	0	-	-	0	0	-	-	0	1
	小計	6	0	0	4	3	1	2	-	-	8	0	-	-	1	1	
	変更	児童福祉施設に入所	1	0	0	0	1	1	1	-	-	0	0	-	-	0	0
		他の里親に委託	0	0	0	0	1	0	1	-	-	0	0	-	-	0	0
		その他	0	0	0	0	2	0	0	-	-	0	2	-	-	0	0
		小計	1	0	0	0	4	1	2	-	-	0	2	-	-	0	0
年度末現在委託児童数		45	1	16	1	12	15	10	-	-	44	2	-	-	4	0	

第23表 里親委託児童数（年齢別）

	里親に委託されている児童					小規模住居型児童養育事業 （ファミリーホーム）に 委託されている児童	機関別									
	養育里親に 委託されている児童	専門里親に 委託されている児童	親族里親に 委託されている児童	養子縁組里親に 委託されている児童	西部		東広島		東部		三原		北部			
					里親		小規模住居型 児童養育事業	里親	小規模住居型 児童養育事業	里親	小規模住居型 児童養育事業	里親	小規模住居型 児童養育事業	里親	小規模住居型 児童養育事業	
0歳	2	0	0	1	0	2	0	-	-	1	0	-	-	0	0	
1歳	1	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	-	-	0	0	
2歳	2	0	0	0	0	1	0	-	-	0	0	-	-	1	0	
3歳	4	0	0	0	0	0	0	-	-	4	0	-	-	0	0	
4歳	6	0	0	0	0	1	0	-	-	4	0	-	-	1	0	
5歳	1	0	2	0	0	0	0	-	-	3	0	-	-	0	0	
6歳	1	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	-	-	0	0	
7歳	1	0	1	0	0	0	0	-	-	2	0	-	-	0	0	
8歳	0	0	2	0	0	0	0	-	-	2	0	-	-	0	0	
9歳	3	0	0	0	1	0	1	-	-	3	0	-	-	0	0	
10歳	1	0	1	0	1	0	1	-	-	2	0	-	-	0	0	
11歳	3	0	0	0	1	0	1	-	-	3	0	-	-	0	0	
12歳	4	0	1	0	2	4	2	-	-	1	0	-	-	0	0	
13歳	6	0	0	0	2	0	2	-	-	6	0	-	-	0	0	
14歳	2	0	2	0	2	1	2	-	-	2	0	-	-	1	0	
15歳	3	0	1	0	1	1	0	-	-	3	1	-	-	0	0	
16歳	1	0	2	0	1	1	0	-	-	2	1	-	-	0	0	
17歳	3	1	3	0	1	4	1	-	-	3	0	-	-	0	0	
18歳	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	
19歳	1	0	1	0	0	0	0	-	-	1	0	-	-	1	0	
計	45	1	16	1	12	15	10	-	-	44	2	-	-	4	0	

年齢階級別委託児童数（年度末）

### 第3 知的障害者更生相談業務

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務内容

###### ア 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な指導・助言を行う。

###### イ 判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定等を行うとともに、必要な指導・助言を行う。また、市町からの依頼及び家庭その他からの相談に基づき、当該知的障害者に対して、適当と認められる福祉上の処遇について判定書を作成・交付する。

###### ウ 巡回相談

諸事情又は遠隔地にあつて、来所することが困難な在宅の知的障害者や知的障害者支援施設等に入所している人に対して、地域へ出かけ、相談・判定並びに指導業務を行っている。

###### エ 療育手帳の判定・交付

本人からの申請により、判定を行い療育手帳の交付を行っている。この手帳は、知的障害者に対し、相談・指導を行い、各種の援助を受けやすくするためのものである。

##### (2) 現況

第24表 知的障害者数（障害程度別）

	最重度 ㉠	重度 A	中度 ㉡	軽度 B	計
人数	640	1,831	1,431	1,573	5,475
割合	11.7%	33.4%	26.1%	28.7%	100.0%

#### 2 相談業務の現状

第25表 年次別相談受付件数（取扱実人員）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
来所	1,438	1,258	1,246	1,337	1,268	1,125	864	855	1,027	905
巡回	176	140	120	104	131	63	52	6	1	2
計	1,614	1,398	1,366	1,441	1,399	1,188	916	861	1,028	907

第 26 表 内容別相談取扱件数（年度別）

	相談内訳									判定内容				
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	小計	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定	小計
R 2	1	0	1	1	1	0	921	327	1,252	12	862	0	341	1,215
R 3	0	0	0	0	0	0	602	407	1,009	3	567	1	352	923
R 4	0	1	0	0	0	0	605	428	1,034	3	444	0	418	865
R 5	0	0	0	0	1	0	719	539	1,259	4	563	0	466	1,033
R 6	0	0	1	0	1	0	560	367	929	3	372	1	540	916

第 27 表 療育手帳交付件数（年度別）

		H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
交付件数		1,010	1,041	1,028	1,082	1,050	790	475	492	602	450
内訳	新規	162	149	128	177	117	141	112	122	150	127
	更新	848	892	900	905	933	649	363	370	452	323

## 第4 女性相談業務

### 1 業務の概要

#### (1) 女性相談支援センターとしての業務内容

次の対象者に係る様々な悩みや問題の相談に応じ、助言指導、関係機関の紹介等を行い、必要があれば一時保護を行っている。

#### 【対象者】

- ア 配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- イ 同居する者等であって、配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- ウ つきまとい等又は位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる者
- エ 人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる者
- オ 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる者
- カ 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる者
- キ 一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる者

#### (2) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして、次の業務を行っている。

- ア 相談及び相談機関の紹介
- イ 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な助言等
- ウ 被害者及び同伴家族の一時保護
- エ 自立促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- オ 保護命令制度の利用についての情報提供と助言。保護命令の申し立てに伴う相談、支援の内容を記載した書面の裁判所への提出
- カ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

### 2 女性相談支援員等の配置

県知事及び市長に委嘱された女性相談支援員は、配偶者からの暴力被害女性、要保護女子及び家庭における各般の問題について、面接または電話によって相談に応じ、関係機関と連携し、必要な助言指導等を行っている（令和7年4月1日現在 県5か所、12市町配置）。

### 3 相談業務の現状

第28表 相談件数

	R 6
面接相談	194
夫等の暴力（再掲）	107
電話相談	2,880
夫等の暴力（再掲）	326
計	3,074
夫等の暴力（再掲）	433

第29表 電話及び面接による年齢別相談（主訴別）

	電話相談							面接相談							計	
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	小計	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	小計		
暴力	夫等の暴力	0	37	88	100	55	46	326	0	30	25	33	15	4	107	433
	交際相手からの暴力	0	7	4	7	9	0	27	0	0	2	0	1	0	3	30
	同性の交際相手からの暴力	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	子どもの暴力	0	0	0	3	4	39	46	0	0	0	0	0	6	6	52
	親の暴力	4	3	7	5	8	2	29	2	2	0	1	0	0	5	34
	その他の親族の暴力	1	2	6	13	10	5	37	0	0	0	0	0	2	2	39
	その他の者の暴力	2	1	5	8	17	5	38	0	2	2	2	0	0	6	44
	小計	7	51	110	136	103	97	504	2	34	29	36	16	12	129	633
その他	人間関係	2	6	16	50	281	125	480	0	0	0	0	1	0	1	481
	男女問題	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	ストーカー被害	0	1	3	3	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	家庭不和	0	0	3	9	2	6	20	0	0	1	2	0	1	4	24
	離婚問題	0	19	19	35	12	8	93	0	2	3	2	2	0	9	102
	経済関係（生活困窮、借金等）	0	2	5	1	106	14	128	6	1	0	2	8	11	28	156
	医療関係（精神的問題等）	1	5	14	43	632	226	921	0	0	1	1	0	0	2	923
	帰宅先なし	0	1	0	1	1	0	3	3	2	0	1	3	0	9	12
	上記項目に当てはまらないもの	1	14	25	55	355	265	715	1	0	3	4	3	1	12	727
	小計	4	48	85	197	1,398	644	2,376	10	5	8	12	17	13	65	2,441
計	11	99	195	333	1,501	741	2,880	12	39	37	48	33	25	194	3,074	

第 30 表 面接相談（経路別）

	本人自身	警察関係	法務関係	他県の女性相談支援センター	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所 (市町女性相談支援員を含む)	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人・縁故関係	その他	計
件数	116	37	5	0	13	13	3	3	1	1	0	2	0	194

#### 4 一時保護業務の現状

##### (1) 一時保護の受け入れ

第 31 表 一時保護件数（年度別）

	R 4	R 5	R 6
夫等の暴力	57	57	35
	67.9%	67.9%	56.5%
上記以外	27	27	27
	32.1%	32.1%	43.5%
計	84	84	62

※当該年度中に新規入所した実人員

第 32 表 年齢別一時保護状況（主訴別）

		18歳以上 20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	計
暴力	夫等の暴力	0	17	5	5	5	3	35
	交際相手からの暴力	0	0	2	0	0	0	2
	同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0	0	0
	子どもの暴力	0	0	0	0	0	5	5
	親の暴力	1	1	0	1	0	0	3
	その他の親族の暴力	0	0	0	0	0	2	2
	その他の者の暴力	0	2	2	2	0	0	6
	小計	1	20	9	8	5	10	53
その他	離婚	0	0	0	0	0	0	0
	生活困窮	1	0	0	0	0	0	1
	経済他	0	0	0	0	0	0	0
	帰住先なし	3	1	0	1	3	0	8
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4	1	0	1	3	0	9
計		5	21	9	9	8	10	62

第 33 表 相談経路別一時保護状況

	本人	配偶者暴力相談支援センター	警察関係	福祉事務所 (市町女性相談支援員を含む)	他の相談機関	社会福祉施設	その他	計
人数	31	13	5	10	2	1	0	62
夫等の暴力 (再掲)	20	9	1	5	0	0	0	35
構成比	50.0%	21.0%	8.1%	16.1%	3.2%	1.6%	0.0%	100.0%

第 34 表 世帯構成の状況

	単身	母子	計
人数	36	26	62
夫等の暴力（再掲）	17	18	35
構成比	58.1%	41.9%	100.0%

※当該年度中に在所した実人員

第 35 表 同伴児の年齢の状況

	乳児	幼児	小学生	中学生	その他	計
人数	9	24	16	1	2	52
夫等の暴力（再掲）	5	21	12	0	1	39
構成比	17.3%	46.2%	30.8%	1.9%	3.8%	100.0%

※当該年度中に在所した実人員

第 36 表 一時保護解除後の状況

	帰宅	帰郷	母子生活 支援施設	女性自立 支援施設	自立	その他	計
人数	14	7	12	8	2	19	62
夫等の暴力（再掲）	10	5	7	4	0	9	35
構成比	22.6%	11.3%	19.4%	12.9%	3.2%	30.6%	100.0%

(2) 一時保護期間中の支援

日常生活場面での観察、面接、心理学的・医学的診断等を通して、入所者の意思を尊重しながら、関係機関等と連携して、安全の確保及び必要な自立支援等を行っている。

また、一時保護した DV 被害者等を対象に、所外の専門家に委託して心のケアを実施している。

5 女性の自立への支援

一時保護した女性のうち、本人の希望に基づき、女性自立支援施設に入所して、生活支援や就労支援を受けて自立を図ることが必要な場合は、入所を調整している。

また、委嘱しているサポート弁護士から法律的助言を受けられる体制を整備している。

## 第5 付録

### 1 沿革

#### (1) こども家庭センター（児童相談所）

年度	西部こども家庭センター (旧 中央児童相談所・広島こども家庭センター)		東部こども家庭センター (旧 福山児童相談所・福山こども家庭センター)		北部こども家庭センター (旧 三次児童相談所・備北こども家庭センター)
		東広島支所		三原支所	
昭和 23 年	広島市基町養護施設新生学園の一部を借受けて開設 (4/1) 広島市基町 1 番地に移転 (11/11)		御調地方事務所内に「尾道児童相談所」として開設 (6/1)		双三地方事務所内に「三次児童相談所」として開設 (7/1)
昭和 25 年			尾道市栗原町に移転 (7/1)		
昭和 39 年	広島市宇品町 広島県福祉センターに移転 (4/1)				
昭和 42 年			福山市瀬戸町に移転 (4/1) 「福山児童相談所」に改称		
昭和 44 年					三次合同庁舎内に移転 (4/30)
平成 8 年			福山市瀬戸町に移転 (2/14) 「子育て支援プラザ」を設置		
平成 17 年	広島市南区宇品東に移転 「広島こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合		「福山こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所の機能を統合		「備北こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所の機能を統合
平成 21 年	「西部こども家庭センター」に改称 (4/1)		「東部こども家庭センター」に改称 (4/1)		「北部こども家庭センター」に改称 (4/1)
令和 7 年		東広島市八本松町に東広島支所開設 (9/1)		三原市円一町に三原支所開設 (4/1)	

(2) 知的障害更生相談所

年度	内 容
昭和 35 年	広島市出汐町に「精神薄弱者更生相談所」を開設 (8/1) 肢体障害者更生指導所に併設
昭和 39 年	広島市宇品東に移転 (4/1)
平成 11 年	「知的障害者更生相談所」に改称 (4/1)
平成 17 年	「広島こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合 「福山こども家庭センター」「備北こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所の機能を統合
平成 21 年	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称 (4/1)

(3) 女性相談支援センター (旧 婦人相談所)

年度	内 容
昭和 32 年	広島市舟入川口町に「婦人相談所 (一時保護所併設)」を開設 (6/1)
昭和 33 年	広島市舟入幸町に移転 (4/1)
昭和 40 年	広島市宇品東に移転 (12/25)
平成 14 年	配偶者暴力相談支援センター (配暴C) 機能を付与 (4/1)
平成 17 年	「広島こども家庭センター」として開設 (7/11) 児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合 「福山こども家庭センター」「備北こども家庭センター」に配暴Cの機能を付与
平成 21 年	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称 (4/1)
令和 6 年	困難女性支援法の施行により、婦人相談所から女性相談支援センターに名称変更 (4/1)